

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

職員の定年引上げ、管理監督職勤務上限年齢制の導入、再任用制度の廃止等を踏まえ、職員の給与に関する所要の規定整備を行う。

2 定年引上げ後の給料

当分の間、60歳に達した日以後、最初の4月1日(以下「特定日」という。)からの給料月額、その者に適用される給料表の級号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(100円未満四捨五入。以下「7割相当額」という。)とする。給料表の改定や昇給等により、自身が受ける級号給に変動があった場合、給料月額は変動後の級号給に応じた金額の7割相当額となる。

なお、管理職員が管理監督職勤務上限年齢制により降任した後の特定日以後の給料月額については、特定日に受ける給料月額(降任後の級号給の7割相当額)と、降任する前日の給料月額の7割相当額の差額を、特定日以後に受ける給料月額に加算する措置を実施することにより、実質的に降任前の給料月額の7割相当額を給料月額として支給することとする。

3 定年引上げ後の諸手当

原則、現行の定年前職員と同様の手当を支給する。

4 定年前再任用短時間勤務職員等の給料及び諸手当

地方公務員法の改正により現行の再任用制度が廃止された後、暫定再任用職員として勤務する職員の給料月額及び諸手当については、現行の再任用職員に準じる。

なお、定年引上げに伴い、新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員の給料月額及び諸手当については、現行の再任用短時間勤務職員に準じる。

5 施行期日

令和5年4月1日